

2001

公民最新資料・データ

(2001年5月15日現在)

INDEX

資料編

4月から変わった制度・しくみ……………2

解説

①家電リサイクル法……………3

②厚生年金の支給開始年齢引き上げ……………4

③雇用保険法改正……………4

④消費者契約法……………5

⑤少年法改正……………5

2001年1月～4月のできごと……………6

解説

⑥諫早湾干拓事業……………6

⑦KSD事件……………7

⑧外務省元室長の機密費横領事件……………7

⑨テーマパークの開業と破綻……………8

⑩京都議定書と地球温暖化……………8

データ編

2001(平成13)年度予算の概要……………9

一般会計予算……………9

財政投融资計画……………9

財政投融资制度のしくみ……………9

公債依存度と公債残高の推移……………9

国民負担率の推移……………10

資料編に関連するホームページのURL……………10



第一学習社

4月から変わった制度・しくみ

2001年4月から、暮らしや企業活動にかかわる制度やしくみがいくつも変わった。消費者に負担を求める家電リサイクル法が始まったり、消費者保護を目的とした消費者契約法が施行されたりしている。

ここで、そのおもなものについてまとめてみた。（→[下線部①～⑤](#)は次ページ以降で解説）

環境	①家電リサイクル法	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の4品目を対象にスタートした。製品別にリサイクル料金が決まっている。回収の窓口は小売店が地方自治体となり、メーカーに再商品化を義務づけた。消費者は、製品のリサイクル料金、リサイクル施設までの収集・運搬料を負担する。
	食品リサイクル法	食品の製造加工業者、飲食店などから出る食べ残しを、農畜産物の肥料・飼料に再資源化する。対象は、食品・流通・外食産業。
	資源有効利用促進法	自動車・パソコンなどを対象品目に加え、メーカーにリサイクルしやすい設計などを義務づけた。
	グリーン購入法	官庁・独立行政法人に、環境に配慮した商品を優先的に購入するように義務づけた。
	化学物質排出管理促進法	化学物質を扱う企業に、排出量を都道府県に届けるように義務づけた。
年金	②厚生年金の支給開始年齢引き上げ	今年60歳になる男性は、老齢基礎年金(定額部分)の支給が61歳からになった。女性も5年後から引き上げられる。
労働	③雇用保険法改正	倒産や解雇など突然の退職の場合、失業給付が現行より30日分上乗せされた。定年の場合は、失業給付の受給日数が現行の約60%に短縮された。労働者が支払う雇用保険料は、5割増になった。
食品	日本農林規格（JAS）法改正	遺伝子組み換え食品の表示が義務づけられた。一定の基準を満たし、有機JASマークを取得した商品のみが「有機」と表示できる。なお、JAS法改正は2000年6月から施行され、同年7月から野菜・魚・肉の生鮮品の原産地表示が義務づけられ、2001年4月からコメ・遺伝子組み換え食品・有機食品にも表示するように、表示義務が拡大された。
	保健機能食品制度	ビタミン・ミネラル・食物せんいなどの食品を、「栄養機能食品」として販売できるようになった。「特定保健用食品」も、保健効果を表示できるようになった。
契約・投資	④消費者契約法	事業者が消費者と契約する際、うそをついたり断定的判断を与えた場合などに、消費者は契約を取り消すことができるようになった。
	金融商品販売法	銀行・証券会社などが金融商品を販売する際、商品の元本割れリスクなどの説明を義務づけた。
税制	贈与税の基礎控除額引き上げ	資産贈与の際の控除額が年60万円から110万円に引き上げられた。住宅取得時の特例措置も、資金贈与の非課税枠が300万円から550万円に引き上げられた。
	自動車グリーン税制	電気自動車・ハイブリッド車などの新車を購入する場合、自動車税が最大50%軽減された。一方、新車登録から11年を超えるディーゼル車と13年を超えるガソリン車は、負担が10%重くなった。
企業・組織	会社分割制度を創設（商法改正）	社内の成長部門を残し、不採算部門を簡単な手続きで分社化したり、他社に移転できるようになった。
	銀行・保険会社の再編	住友銀行とさくら銀行が合併し、三井住友銀行が発足した。その結果、三菱東京、三井住友、UFJホールディングス、みずほの四大金融グループに再編成された。
	独立行政法人が発足	国立公文書館・美術館など57機関が独立行政法人になり、運営の効率化を図るようになった。中央省庁改革の一環である。
社会	⑤少年法改正	刑罰の対象年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられた。重大事件を犯した16歳以上の者は、原則として刑事裁判にかけられる。
	情報公開法スタート	政府は1999年の情報公開法成立を受けて、情報公開への準備を進めてきた。国民は1件300円の手数料を添えて請求する。電子情報・録音テープも公開請求できる。

解説 1

家電リサイクル法

2001年4月1日から家電リサイクル法が施行され、消費者にも費用の負担を求める時代となった。消費者がリサイクル料金と収集運搬料を負担することによって、次のような効果が期待されている。

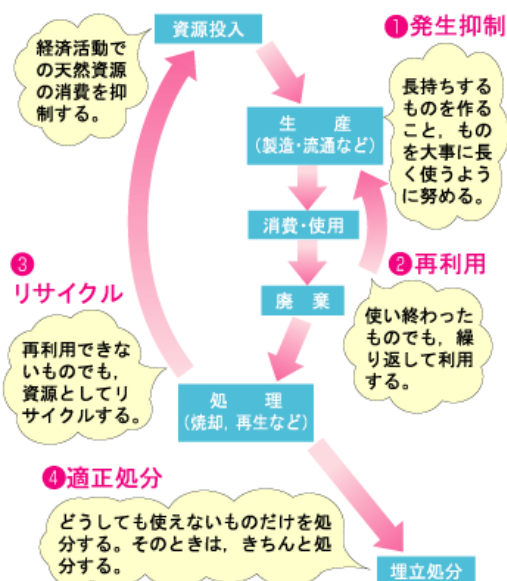
消費者は、家電をできるだけ長く使う。

メーカーは、リサイクルしやすく環境負荷が小さい商品を開発し、リサイクル料金の引き下げを急ぐ。

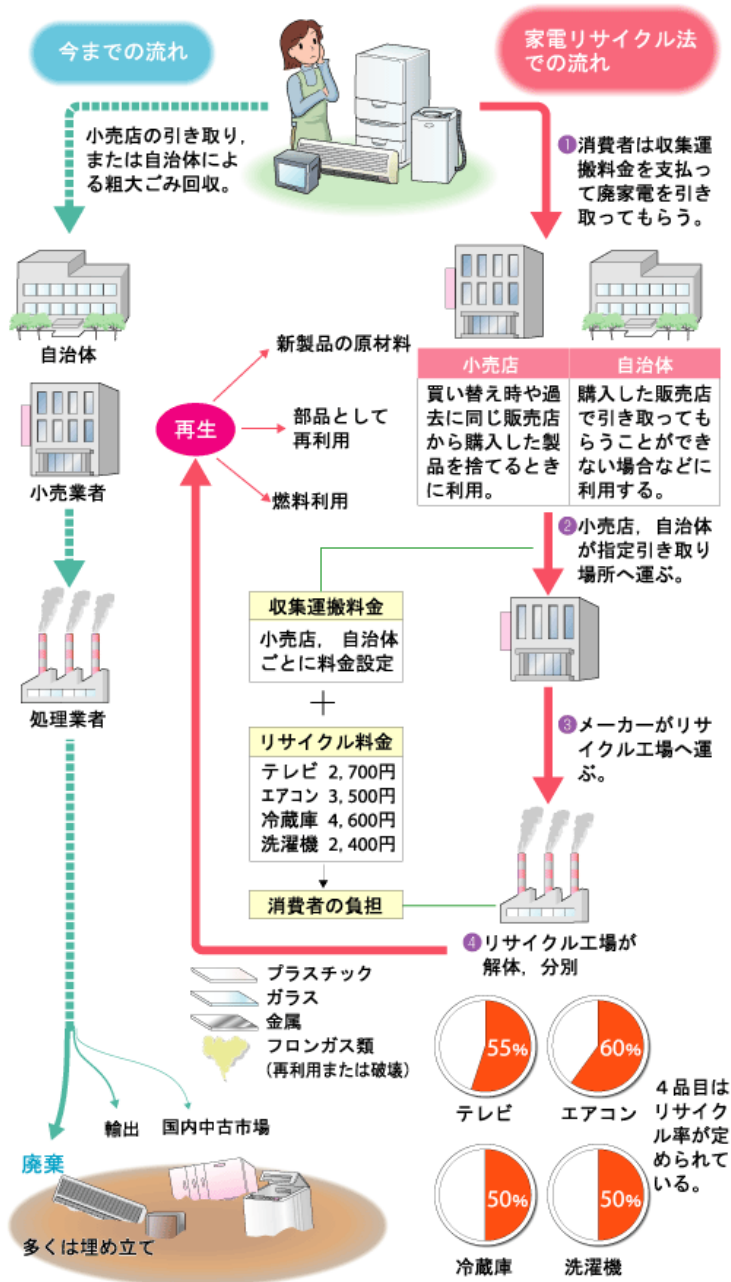
消費者は、「環境にやさしい商品」を購入するようになり、メーカーはさらに努力する。

しかし、この家電リサイクル法は、2000年5月に成立した循環型社会形成推進基本法の、個別の法律にすぎない。

私たちの社会では「大量生産→大量消費→大量廃棄」という生活スタイルが続いてきた。このテンポに合わせるように廃棄物が増え、家庭ゴミを中心とする一般廃棄物が年間約5,000万トン(東京ドーム約138杯分)、産業廃棄物が約4億トンにもなった。ゴミの最終処分場は、一般廃棄物の場合、1998年4月現在で11年たてば満杯、産業廃棄物の場合、1999年度末現在で1.6年しかもたないという状況にある。そのような危機的状況の中で、廃棄物とリサイクルを計画的に合体させた循環型社会への転換が掲げられたのである。



▲循環型社会のイメージ



▲家電リサイクル法のしくみ(「朝日新聞」2001年4月4日参考)

環境基本法	食品リサイクル法	→ p. 2
	建築資材リサイクル法	解体業者に建築工事の廃材の分別と、コンクリート、アスファルト、木材の再利用を義務づけた。
	家電リサイクル法	→ p. 2
	容器包装リサイクル法	消費者が分別してゴミに出したペットボトル、ガラスびん、紙、プラスチック製の容器を自治体が回収する。メーカーにこれらの再利用を義務づけた。
	グリーン購入法	→ p. 2

▲循環型社会をめざす法体系

解説 2

厚生年金の支給開始年齢引き上げ

急速な少子高齢化の進展や経済の低成長の中で、現在の制度を放置すると、子どもや孫の世代の負担が大きくなるため、今回、改正されることとなった。

対象者は約60万人(2001年度末)にのぼり、約1,500億円の給付減と予測される。政府は「65歳現役社会を見ずえた対応」としているが、定年制を導入している企業の90%以上が60歳定年である。60代前半の収入をどうするかが課題である。

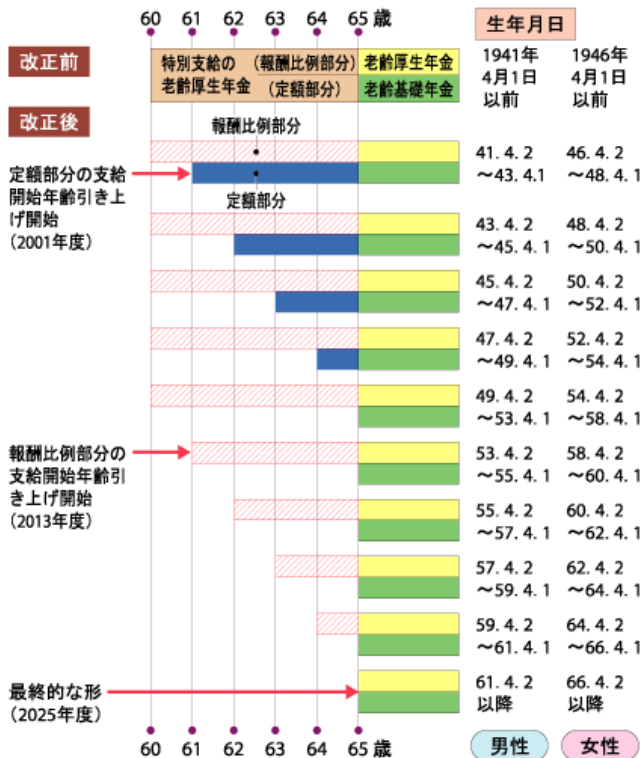
【改正のポイント】

将来の厚生年金保険料を年収の20%程度に抑制。

給付総額の伸びを調整。その際には、

- (1)現在および将来の年金受給者の年金額は、現在の年金額より下がらない。
- (2)物価が上昇した場合には、年金額の引き上げ(物価スライド)を保証する。
- (3)急激な変化を避け、将来に向かってゆるやかに制度を改正する。

基礎年金については、当面2004(平成16)年までの間に、国庫負担の割合の2分の1への引き上げを図る。



▲厚生年金の支給開始年齢引き上げ

解説 3

雇用保険法改正

雇用保険法が改正され、これまでの失業給付日数が大きく変わった。右表のように、離職した理由によって給付日数に大きな差が生じ、倒産・解雇など「会社都合」による失業者(特定受給資格者)には手厚く給付し、逆に「自己都合」の離職者に対しては給付日数が短縮された。すなわち、「自己都合」はあらかじめ再就職の準備ができるため、給付日数が短縮され、一方で、「会社都合」は、再就職の準備期間をとれるように、給付日数が長くなっている。定年退職も事前に準備ができるという考えで、「自己都合」と同じ扱いになった。

また、その離職理由を「会社都合」か「自己都合」か、職業安定所が判断の基準にしている離職証明書の様式も変わった。改正後、離職者本人の署名欄ができ、記載が事実と違っていれば「異議有り」を○で囲み、職業安定所に再審査を請求できるようになった。

さらに、雇用保険料率が引き上げられたり(右表)、パートタイム労働者・登録型派遣労働者の適用要件などが改正された。

被保険者 期間 年齢	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満			120(+30)	180 150(-30)	-
30歳以上 45歳未満		90	180 120(-60)	210 150(-60)	240(+30) 180(-30)
45歳以上 60歳未満		180	240(+30) 120(-90)	270(+30) 150(-90)	330(+30) 180(-120)
60歳以上 65歳未満		150(-90) 90(-150)	180(-120) 120(-180)	210(-90) 150(-150)	240(-60) 180(-120)

(注)上段は特定受給資格者、下段は自己都合の退職者。

カッコ内は旧制度と比べた場合の増減。

▲改正後の失業手当の給付日数

	雇用保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
一般	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

(注)各保険料率は、賃金総額に対する率をさす。

(例)月収約30万円の労働者の場合、労働者、事業主それぞれ1か月当たり約600円の負担増となる。

▲産業別の雇用保険料率

解説 4

消費者契約法

消費者契約法が2001年4月1日から施行された。この法律は、製造物責任（PL）法と並ぶ重要な法律であり、すべての契約を対象にしている（クーリング・オフは、対象が限られていた）。ポイントをまとめると、次のようになる。

【契約を取り消すことができる場合】

商品やサービス内容などの重要事項について、事実反する説明を受けた。

（例）「事故車ではない」と言われて中古車を買ったが、実際は事故車であった。

将来の見通しが不確実なのに、断定的な判断で勧誘された。

（例）「絶対に損はしません」と言って契約させる。

事業者は、消費者に不利益になることをわざと説明しなかった。

（例）事業者は、マンションの南側に高層ビルの建設計画があるのを知っていながら、「このマンションは日当たりが抜群です」と言って契約させる。その後、高層ビルが建ち、日当たりが悪くなった。

訪問販売の時、「帰ってほしい」と意思表示したが居座られ、結局、契約を結んだ。

勧誘された場所から「帰りたい」と意思表示したが、帰してもらえずに契約を結んだ。

【消費者契約法の課題】

事業者の情報開示を努力義務にとどめた。

事業者が消費者に不利な情報を提供しなかった場合でも、「その時はたまたま忘れていただけで、悪意はまったくなかった」と認められれば、契約は取り消しできない。

【消費者が留意すべき点】

契約内容を理解する。

困ったら消費生活センター、国民生活センター、弁護士が開く仲裁センターなどに相談する。

契約を結んで5年以内であれば、「だまされた」と気づいてから6か月以内は契約を取り消しできる。

不適切な勧誘があったかどうかを後日証明するために、事業者の説明内容を示してもらったり、第三者に立ち会ってもらうなどの対策が必要である。

解説 5

少年法改正

少年が罪を犯した場合、これまでより罰を厳しくするように、少年法が改正された。

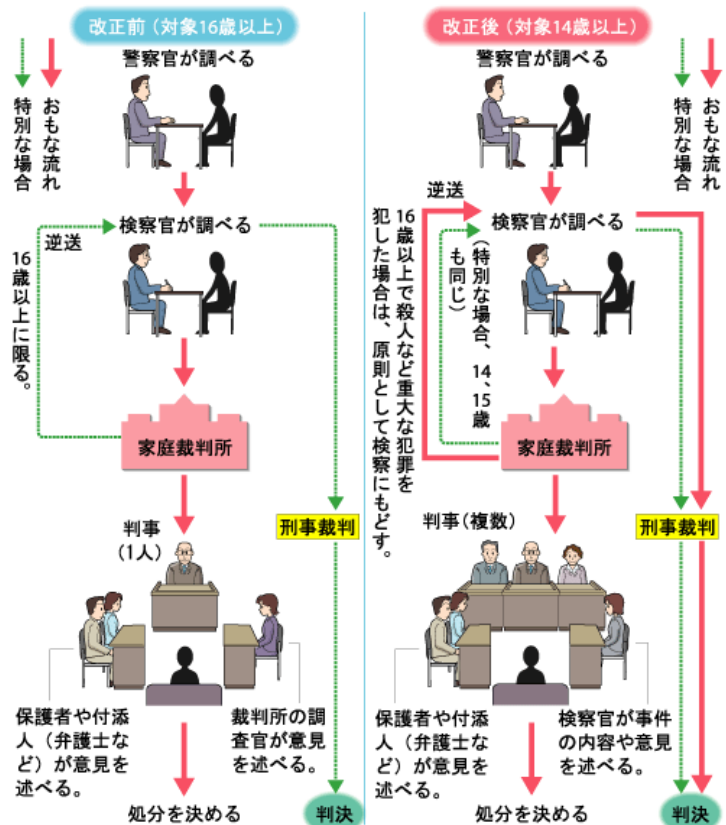
改正のポイントは、次の三つである。

罰を与える年齢（刑事罰対象年齢）が、「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げられた。16歳以上の少年が故意に被害者を死亡させた時には、家庭裁判所は、原則として逆送（再び検察に送ること）し、刑事処分になった。

被害者や家族は、家庭裁判所の調査官を通じて意見を述べるできるようになった。また、審判の結果の通知や記録のコピーが認められ、加害者への損害賠償請求訴訟がしやすくなった。

（注）家庭裁判所の少年審判は、改正後も非公開である。

しかし、今回の改正について、「罰を厳しくしたところで凶悪な少年事件が減るわけではない」「子どもは教育しだいで立ち直るので、罰を与えるのではなく教育することが大切」という意見もある。



▲殺人などの重大な事件を起こした少年の場合

2001年1月～4月のできごと

(注)○内の数字は月を示す。下線部⑥～⑩は解説の掲載を示す。

政 治	経 済	社会・文化	国際情勢
6日、中央省庁の改革により、1府12省庁が始まった。 31日、森首相(当時)が⑦KSD事件と⑧外務省元室長の機密費横領事件について国民に陳謝。 27日、有明海ののり不作問題で、谷津農相(当時)は長崎県・⑥諫早湾干拓の潮受け堤防の水門をあけて調査すると発表。 30日、規制改革推進3か年計画を閣議決定。 17日、ネギ、生シイタケ、量表(イグサ)の3品目に対するセーフガード(緊急輸入制限)の暫定措置を発動することを閣議決定。 20日、政府は台湾の李登輝前総統に対し、入国査証(ビザ)を発給。22日来日。 26日、小泉内閣が発足。	18日、旅行業界2位の近畿日本ツーリストと3位の日本旅行が2003年1月に合併すると発表。両社に加え、Tisも統合する。 13日、公定歩合が0.35%となる。 1日、公定歩合が史上最低の0.25%となる。 13日、日経平均株価が1万1,819円70銭で取引を終了。16年ぶりに1万2,000円台を割り込んだ。 16日、月例経済報告は、戦後初めて景気が緩やかなデフレ状態にあることを発表。 21日、日銀は金融市場の調節目標を金利から通貨の供給量に変え、初めて量的緩和に踏み切った(ゼロ金利政策の復活)。	19日、⑨テーマパークを運営する宮崎のシーガイアグループ3社が会社更生法の適用を申請。 3日、スポーツ振興くじ(サッカーくじ、愛称トト)を全国で発売。 22日、2001年全国公示地価によると、地価は全国平均、3大都市圏平均ともに10年連続の下落。 24日、芸予地震発生。 31日、⑨テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)」が大阪で開業。 3日、静岡市で震度5強の地震を観測。 4日、野茂英雄投手が大リーグ2度目のノーヒット・ノーラン試合を達成。	20日、フィリピンでアロヨ大統領が就任。 20日、アメリカでブッシュ大統領が就任。 6日、イスラエル首相公選で、最大野党・右派のシャロン党首が、バラク首相(労働党党首)に圧勝。 10日、米海軍の原子力潜水艦がハワイ沖で愛媛県立宇和島水産高校の実習船に衝突。実習船は沈没した。 2日、アフガニスタンのイスラム原理主義勢力タリバンが、仏教遺跡バミヤンの石窟にある石仏像を破壊。 28日、米ブッシュ政権は、⑩京都議定書をサポートしないと発表。 1日、米中軍用機が接触し、中国軍の戦闘機が墜落。

解説 6

諫早湾干拓事業

1997年4月、長崎県・諫早湾干拓事業で、残っていた潮受け堤防が閉め切られた。これによって潮止めが完成し、干潟の乾燥が始まった。

干拓事業に対しては、地元の諫早市・森山町から防災効果の声などが上がる一方で、干潟が消滅することによって浄化能力が低下し、水質悪化につながるとして、事業に反対する声が上がっていた。また、この干拓が本当に防災効果があるのかという意見もあった。もう一つの問題として、一度進み出した公共事業は、状況が変わってもあと戻りできないという行政の姿勢も問われた。

このように賛否両論がうずまく中、工事が進んでいたが、今年、有明海で養殖している「のり」に大きな被害が出た。黒くなるはずののりが黄色くなり(「色落ち」という)、出荷できなくなったのである。

政府は、いったんは潮受け堤防の水門をあけて調査すると発表した。その後、排水門を閉めたまま、約1年間調査を行うとした。しかし、その具体的な方策は示されていない。

年・月	事 項
1952年10月	食糧増産を目的に諫早湾1万1,000ヘクタールを閉め切る「長崎大干拓構想」が浮上
1970年2月	「長崎大干拓構想」中止。水資源開発と農地造成を目的に「長崎南部地域総合開発計画」が浮上
1982年12月	漁民の反対などで、農相が計画中止表明。規模を3分の1に縮小して防災干拓事業に変更
1986年12月	現在の「諫早湾干拓事業」の事業計画決定
1989年11月	「諫早湾干拓事業」起工式。
1996年7月	自然保護団体などがムツゴロウなどを原告に、工事差し止めを求めて長崎地裁に提訴
1997年4月	潮受け堤防閉め切り
1999年12月	工事延長を決定。完成予定は2006年度

▲諫早湾干拓事業の歴史(『ECO 21』2000年5月号参考)



▲諫早湾干拓事業



第一学習社

解説 7

KSD事件

KSDとは、ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団のことで、中小企業の経営者が会員である。おもな仕事は、会員がけがをしたら治療費を出すというものである。さらに、外国人を研修生として日本に呼び、中小企業の社員として働いてもらう、という仕事をしている。外国人にとっては仕事の技術を覚えることができ、会社にとっては安い賃金ですむ。

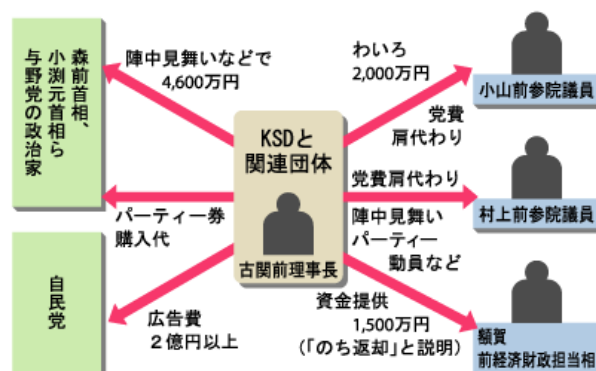
ところで、4年前までは、外国人が日本に滞在できる期間が2年であったため、研修生が仕事を覚えたとこで帰国していた。そこで、1996年頃、KSDの古関前理事長が小山前参院議員に3年間の延長を依頼した。そして、そのお礼に古関前理事長は小山前議員に2000万円を渡し、小山前議員はそのお金を受け取った(受託収賄罪)とされている。

また、KSDは、中小企業で働く職人を育てる「ものづくり大学」を作ろうとし、議員連盟(議連)を通じて政界工作を行った。「中小企業経営問題議員連盟」、「大学設立推進議員連盟」、「中小企業政策を推進する国会議員の会」などが相次いで作られ、これらの中心になったのが村上前参院議員、額賀前経済財政担当大臣であった。そ

して、二人にも多くの資金が渡ったとされている。

また、小山前議員(当時、労働政務次官)は、古関前理事長から「ものづくり大学」への補助金の増額などを依頼され、その見返りに秘書の給料を負担させた(受託収賄罪)とされている。

さらに、村上前議員、小山前議員については、参院選での比例代表名簿の順位を上げるため、KSD会員の名前を使って自民党員集めをし、KSD側が自民党費を立て替えたという疑惑もある。



▲ KSD側からの政界への資金の流れ

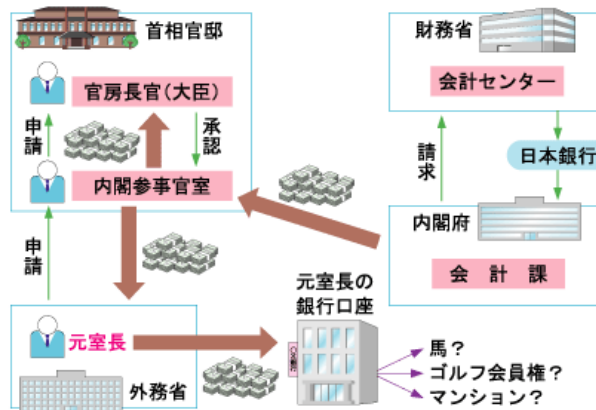
解説 8

外務省元室長の機密費横領事件

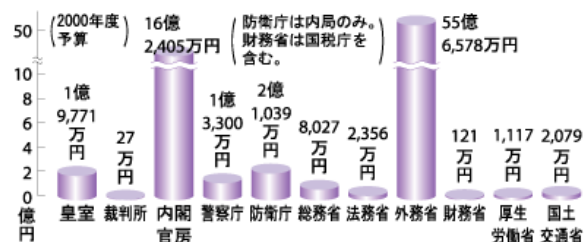
外務省要人外国訪問支援室(首相が外国へ出かけた時の裏方仕事、2001年1月末に廃止)の元室長が、多額の公金(内閣官房機密費)を横領していたことがわかった。

この機密費(正しくは報償費)は「領収書が必要でないお金」として、一部の人の判断で自由に使い、誰もチェックできないしくみになっている。省庁が予算通りにお金を使ったかをチェックする会計検査院も、機密費については特別扱いである。その理由は、情報提供した協力者の名前が外部に知れると、協力者に不利益になる場合が出てきたり、その後の情報収集活動がやりにくくなることが考えられるからである。

国会では、元室長の横領をチェックできなかった外務省、内閣官房の責任が追及された。さらに、野党は機密費を減らすよう求めた。これに対して政府は、「首脳外交は増えており、今後も続けたい」とし、機密費の一部公開についても「できない」と答えている。



▲ 外務省元室長に渡った公金の流れ



▲ 中央省庁の報償費(『月刊 News がわかる』2001年3月号)

解説 9

テーマパークの開業と破綻

2001年3月31日、大阪市にアメリカ映画のテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」(USJ)がオープンした。ゴールデンウィーク期間中(4月28日～5月6日)の入出は約38万人で、好調な滑り出しとなった。

一方で、2月19日、宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を運営する第三セクター、フェニックスリゾートが、会社更生法の適用を宮崎地裁に申請した。シーガイアは、リゾート法(1987年制定)の第1号の適用を受けて1994年に全面開業したが、利用客の低迷が続き、経営が行き詰まった。

シーガイアの倒産は、テーマパークの「冬の時代」を象徴している。帝国データバンクによると、テーマパーク30社のうち16社が債務超過で、約77%が経営不振に陥っている。特に第三セクター方式のテーマパークは、経営の見通しの甘さが指摘されており、自治体の財政難、消費不況などを背景に、取り巻く環境は厳しい。岡山県や倉敷市などが出資する「倉敷チボリ公園」の場合、入園者数は計画通りだが、1999年度の赤字は11億5,000万円に膨らんでいる。熊本県荒尾市の「アジアパーク」は、2000年8月末に解散が決議された。民間の「レオマワ

ルド」(香川県)は、2000年9月から休園となっている。「一人勝ち」状態の「東京ディズニーランド」(千葉県、1983年開業)でさえ減収減益(2000年3月期)である。

	テーマパーク名	所在地	売上高(百万円)
1	*東京ディズニーランド	千葉	179,270
2	*ハウステンボス	長崎	39,586
3	*シーガイア	宮崎	18,556
4	*志摩スペイン村	三重	16,031
5	*スペースワールド	福岡	9,200
6	*倉敷チボリ公園	岡山	8,913
7	サンリオピューロランド	東京	7,365
8	日光江戸村ほか	栃木	5,948
9	レオマワールド(休園中)	香川	5,122
10	アドベンチャーワールド	和歌山	4,037

(注)帝国データバンク調べ。*は第三セクターが経営。

▲テーマパークの売上高ランキング(1999年度)

	第三セクター	所在地	破綻した年	負債総額
1	フェニックスリゾート	宮崎	2001年	2,762億円
2	むつ小川原開発	青森	2000年	1,852億円
3	苫小牧東部開発	北海道	1999年	1,423億円
4	泉佐野コスモポリス	大阪	1998年	607億円
5	千葉急行電鉄	千葉	1998年	320億円

(注)東京商工リサーチ調べ

▲経営破綻した主な第三セクター

解説 10

京都議定書と地球温暖化

2001年3月28日、ブッシュ米大統領が京都議定書について「アメリカの経済的利益に合わない」などと、不支持を表明した。地球温暖化防止のため、先進国だけが温暖化ガスの排出削減の義務を負い、発展途上国には何の義務もないことについて、アメリカは当初から難色を示していた。しかし、全世界の二酸化炭素の約4分の1を排出するアメリカが参加しなければ意味がなく、このままでは京都議定書の発効は難しくなる。

●京都議定書

1997年12月、気候変動枠組条約(1992年6月の地球サミットで採択、1994年3月発効。2001年3月22日現在、日本を含む185か国・1地域が締結)の目的を達成するため、COP3(第3回締約国会議)で採択された議定書。先進国などに対し、温室効果ガスを1990年比で、2008年から5年間で一定数値(日本6%、アメリカ7%、EU8%)削減することを義務づけている。

しかし、この削減目標を達成するための詳細が決定さ

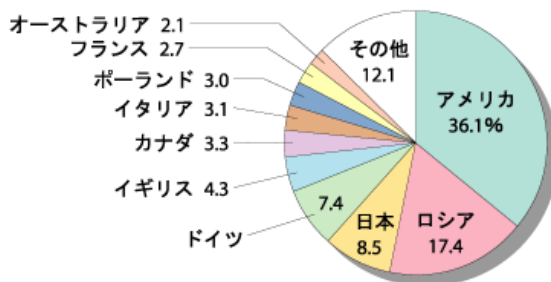
れていないことから、日本を含む多くの先進国が批准していない。

●京都議定書発効の要件

以下の ① ② の両方の条件を満たした後、90日後に発効。

① 55か国以上の批准

② 批准した先進国などの二酸化炭素の排出量(1990年)の合計が、総排出量の55%以上を占めること

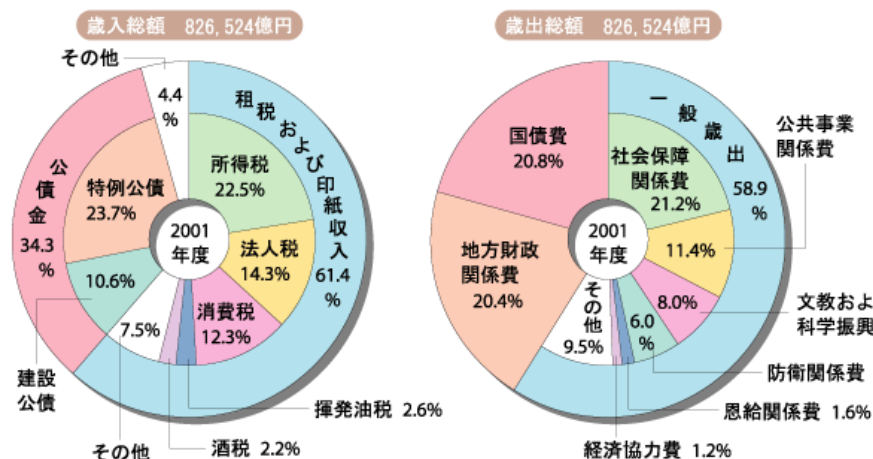


▲先進国などの二酸化炭素排出量の割合(1990年)
(環境庁「現在の環境省」作成)

2001(平成13)年度予算の概要 (財務省資料)

一般会計予算

解説 2001年度一般会計予算は約83兆円。歳入の約34%は公債金に依存している。また、歳出における一般歳出(一般会計歳出から国債費と地方交付税交付金等を差し引いたもので、国が使えるお金)は、約59%を占めるにすぎない。

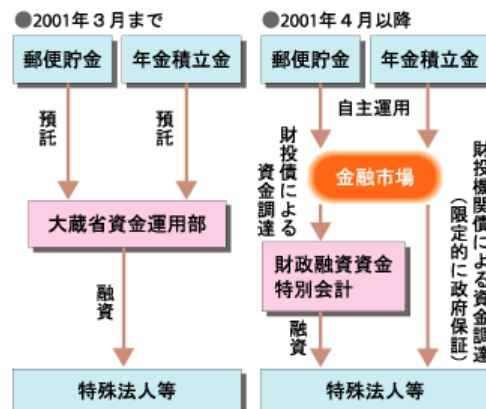


財政投融资計画

原 資			使 途 別		
区 分	億 円	%	区 分	億 円	%
財 政 融 資	287,448	88.3	住 宅	97,336	29.9
うち 財政融資資金	261,148	80.2	生 活 環 境 整 備	64,678	19.9
郵便貯金資金	10,000	3.1	厚 生 福 祉	12,532	3.9
簡保積立金	16,300	5.0	文 化	9,218	2.8
産 業 投 資	790	0.2	中 小 企 業	52,482	16.1
政 府 保 証	37,234	11.5	農 林 漁 業	7,880	2.4
うち 政府保証国内債	29,613	9.1	国 土 保 全・災 害 復 旧	7,521	2.3
政府保証外債	7,621	2.4	道 路	36,327	11.2
計	325,472	100.0	運 輸 通 信	7,472	2.3
			地 域 開 発	11,175	3.4
			産 業 ・ 技 術	3,258	1.0
			貿 易 ・ 経 済 協 力	15,593	4.8
			計	325,472	100.0

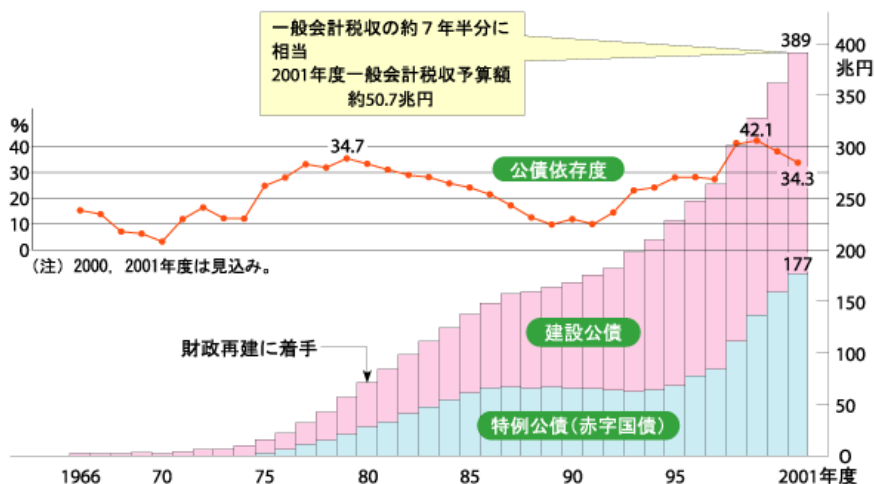
● 2001年度当初計画ベース。

財政投融资制度のしくみ



解説 財政投融资制度の改革 2001年4月、財政投融资制度が改革され、これまで原資とされてきた郵便貯金・年金積立金が自主運用されるようになった。すなわち、財務省は、特殊法人に貸し出す財源を郵便貯金に依存できなくなり、必要な資金は財投機関債(国債)を発行して調達するようになった。

公債依存度と公債残高の推移



解説 公債残高は約389兆円

最近の厳しい経済情勢の下、景気回復を最優先にした財政運営の結果、2002年3月末の公債残高は約389兆円になると見込まれている。この金額は、国民1人当たり約306万円である。1万円札を横に並べていくと、東京からマニラ(フィリピン)の距離約3,024kmを上回る。

財政再建は、緊急の課題である。

国民負担率の推移

年 度	租 税 負担率 (%)	社会保険 負 担 率 (%)	国 民 負担率 (%)	国と地方の 財政赤字 (%)	潜在的な 国民負担率 (%)
1970(昭和45)	18.9	5.4	24.3	0.5	24.9
1975(昭和50)	18.3	7.5	25.7	7.5	33.3
1980(昭和55)	22.2	9.1	31.3	8.2	39.5
1985(昭和60)	24.0	10.4	34.4	4.9	39.3
1990(平成2)	27.4	11.3	38.8	-	-
1995(平成7)	23.4	13.2	36.6	8.4	45.0
1996(平成8)	23.2	13.3	36.5	8.2	44.7
1997(平成9)	23.4	13.6	37.0	7.2	44.2
1998(平成10)	22.8	13.9	36.7	9.7	46.4
1999(平成11)	22.0	13.6	35.6	11.0	46.6
2000(平成12)	22.6	13.9	36.5	12.5	49.0
2001(平成13)	22.6	14.3	36.9	8.4	45.3

(注)1999年度までは実績, 2000年度は実績見込み, 2001年度は見込み。対国民所得比。

- 国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率
- 潜在的な国民負担率 = 国民負担率 + 財政赤字対国民所得比

解説 国民負担率は上昇の見込み 現在,日本の国民負担率は,主要先進国(国民負担率;イギリス48.3%...1996年,ドイツ55.9%...1997年,スウェーデン70.2%...1996年)と比べると低い水準にある。しかし,これは財政赤字という形でその負担を将来の世代へ先送りしているためである。今後,少子高齢化が進むにつれて,日本の国民負担率は,さらに上昇する見込みである。

資料編に関連するホームページのURL

- リサイクルに関連するホームページのURL

環境省 <http://www.env.go.jp/>

PETボトルリサイクル推進協議会 <http://www.petbottle-rec.gr.jp/>

ペットボトルについての詳しい解説,リサイクル法,リサイクルの状況などを掲載。

アルミ缶リサイクル協会 <http://www.alumi-can.or.jp/>

アルミ缶についての詳しい解説,アルミ缶のリサイクルのしくみ,リサイクルの状況などを掲載。

- 消費者に関連するホームページのURL

消費者の窓 <http://www.consumer.go.jp/>

消費者トラブルの解決策をQ & Aで学べる。また,消費者関連の用語解説,消費者保護基本法・製造物責任(PL)法・消費者契約法などを掲載。

国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

「くらしの豆知識」では,9つのジャンル別に整理して,消費者の立場から解説。相談事例では,典型的な苦情事例を初級編,複雑な苦情事例を中級編に分けて解説。

イサイズ <http://www.isize.com/>

リクルートが運営する総合生活情報サイト。同社発行の雑誌と連動した衣食住に関する最新の生活情報などを掲載。

- ニュースに関連するホームページのURL

週刊こどもニュース <http://www.nhk.or.jp/kdns/>

NHKテレビ「週刊こどもニュース」で放送した内容を掲載。